

# 令和8年度競技者ジュニア発掘等推進事業業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度競技者ジュニア発掘等推進事業業務委託

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

## 3 委託業務の目的

令和16年（2034年）に沖縄県で開催予定の第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会にむけ、大会出場年齢（現在の小学生から中学生）を対象とした競技力向上に係る事業の実施により、ジュニアアスリートの発掘・育成の仕組みづくりを行う

## 4 委託業務内容

### (1) 身体能力測定（アスリート発掘フェーズ）

#### ①対象 象：小学校3～4年生とする

※学校、部活動、学童、スポーツ少年団単位での参加も可とする

※身体能力測定会については、選抜された際の育成プログラム参加までを条件に募集

#### ②測定人数：300名以上

#### ③日程・場所：測定人数を満たす内容を提案すること

#### ④測定項目：筋力、瞬発力、敏捷性、跳躍力、バランス能力など複数種目

※測定内容が参加者の過度な負担とならないように配慮すること

※各学校で実施される新体力テストの活用も可とする

#### ⑤その他：参加者に対し、測定結果に基づくフィードバックを行うこと

#### ⑥発掘（選抜）について

選抜方法：測定結果に基づき、各項目における上位層（総合得点など）を選抜

選抜人数：40～50名程度

### (2) 育成プログラム（才能開発・競技力育成フェーズ）

#### ①対象 象：上記(1)-②で選抜した児童を、育成指定選手として一定期間の育成プログラムを提供する。

#### ②期間：3か月から4か月程度（全7～10回程度）

#### ③内容：運動スキル、コーディネーショントレーニング、基礎体力向上

\*競技体験（マルチスポーツプログラム）など

※予算の範囲で、保護者向けのプログラムの提案も可

（スポーツ栄養、メンタル指導、デュアルキャリアなど）

\*競技体験（マルチスポーツプログラム）について

実施競技を選定する際は【国民スポーツ大会第5期実施競技選定正式競技】（以下）より選定し、選定理由を明確にすること。

参考：【国民スポーツ大会第5期実施競技選定正式競技】

正式競技：計42競技

**本大会：37競技**

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレ射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

**冬季大会：3競技**

スキー、スケート、アイスホッケー

**国スポ改革先行導入大会：2競技**

フェンシング、ダンススポーツ

(3) 競技団体とのマッチング（10競技程度）

①対象：1期生・2期生対象

上記(2)の育成プログラムに参加した児童のうち、特定の競技に適性が見出された者、または競技への本格的な移行を希望する者。

②期間：契約の日から事業完了までの期間。

③内容：

1. 身体能力測定の数値等に基づき、児童の特性に合った競技を提案し、沖縄県スポーツ協会加盟団体等の各競技団体とのマッチングを具体的に実施すること。
2. マッチングの機会創出として、各競技団体の指導者等と連携した合同体験会、見学会、または合同練習会などのマッチングイベントを企画・運営すること。
3. マッチング対象とする競技については、【国民スポーツ大会第5期実施競技選定正式競技】から選定することを基本とし、競技力向上につながるよう競技団体と緊密に調整のうえ実施すること。
4. 参加児童や保護者が安心して競技団体へ移行できるよう、個別相談の実施や、競技ごとの活動環境（費用、活動場所、頻度等）に関する情報提供等のフォローアップを行うこと。

④その他：マッチングの成立状況（実際に各競技団体のクラブや部活動等へ所属・移行した状況等）について追跡・集計を行い、結果の分析を事業実施報告書に含めること

(4) (1)～(3)の実施について

- ①事業の周知及び参加者の募集を行い、その内容は沖縄県と調整のうえ実施すること。また、身体能力測定により選抜された児童は、育成プログラムへも参加することも併せて周知すること。

- ②参加応募の受付及び応募者が定員を超過した際の参加者の選定・通知の連絡は、受託者が行う。なお、参加者の選定については、沖縄県と調整のうえ実施すること。
- ③事業実施により得られた参加者情報については沖縄県に帰属するものとする。
- ④沖縄県スポーツ協会（関係競技団体）との連携を図るとともに、参加者に対し関係競技団体が実施する体験会等の周知およびマッチングイベントへの参加促進ができる仕組みを作ること。
- ⑤育成プログラム参加者に対し、「J-STAR プロフェクト」の「アスリートパスウェイシステム」の登録を促し、中央競技団体等へつなぐ仕組みを作ること。参加者にアンケートを実施し、集計及び結果の分析を行うこと。
- ⑥本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成事業となっているため、「スポーツ振興くじ助成金」に係るロゴマーク等の表示を適切に行うこと。

(5) (1)から(4)までの共通事項について

- ①上記に係るスケジュール表及び実施計画を策定すること
- ②実施計画については、必要に応じて適宜修正すること

(6) 精算及び完了報告の取りまとめ

- ①上記(1)～(4)に係る委託業務完了報告書の作成（1部）
  - ②上記(1)～(4)に係る事業実施報告書の作成（10部）
  - ③上記(1)～(4)に係る事業実施報告書（概要版）の作成10部
  - ④②及び③に係る電子ファイルの作成
  - ⑤上記(1)～(4)に係る精算報告書の作成（1部）
  - ⑥上記(1)～(4)に係る経費の支払関係証拠書類の整理・保管
- ※⑤、⑥は月毎に管理しそれぞれが符合するように整理すること。なお、沖縄県において、中間検査を年数回程度実施予定である。

5 上限額及び経費の計上

(1) 上限額 8,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 経費の計上

- ①経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この業務を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- ②経費は税抜価格とし、各経費の総額に消費税率を乗じて総事業費を算出すること。  
※1円未満の端数については切り捨てるものとする。（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照）
- ③積算の費目については、以下の内容で示した費目を基準に作成し提出すること。

経費項目	内 容
I 直接人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費 ※1 正規職員と同等以上で一定の経験がある者を臨時的に雇用する場合であっても直接人件費になりえる。 ※2 業務の補助を行う補助員（アルバイト等）は補助人件費として直接経費に計上する。 ※3 参考（沖縄県見積基準日額）

	<p>統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。 また、先例の少ない特殊な業務を担当する。 (日額49,900円)</p> <p>専門員 A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。 (日額36,500円)</p> <p>専門員 B：上司の指導のもと、一般的な業務を担当し、 基礎的資料を作成する。(日額27,900円)</p>
II 直接経費	
i 補助員人件費	<p>補助的、定型的な業務に従事する補助員（アルバイト等）に係る人件費 ※ 参考 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程、行政職給料表1号給（時給960円）、健康保険料、厚生年金保険料等の事業者負担分及び通勤手当等の諸手当は別途</p>
ii 報償費	審査委員会委員や外部専門家の招聘に伴う謝金等
iii 旅費	出張旅費や審査委員会委員の招聘に伴う旅費等
iv 需用費（消耗品費、印刷製本費等）	必要な物品の購入（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）や、パンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷・製本等（内製）
v 役務費（通信運搬費、広告宣伝費等）	郵便・運送料、通信・電話料、広告料等
vi 使用料・賃借料	備品等のリース・レンタル料（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）や会議等の会場使用料等
vii その他必要な経費	必要な経費であって、当該事業のために使用されることが特定・確認でき、いずれの区分にも属さないもの
III 再委託費	<p>沖縄県が認める範囲で、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任、準委任又は請負）ために必要な経費 ※仕事の完了を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。 (例) ソフトウェア開発、パンフレットの製本・印刷、番組等コンテンツ制作等</p>
IV 一般管理費	<p>必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて支出を認められた間接経費 (I 直接人件費 + II 直接経費) × 100分の10以内 (小数点以下切捨て)</p>
V 消費税	(I 直接人件費 + II 直接経費 + III 再委託費 + IV 一般管理費) × 100分の10 (小数点以下切捨て)

(3)直接経費として計上できない経費

- ①建物等施設に関する経費
- ②事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④その他事業に関係のない経費

#### (4) 再委託の禁止

##### ①一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

##### ※ 契約の主たる部分

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
- ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

##### ②再委託先の制限

- ア 本委託契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
- イ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

##### ③再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせことのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ア 事業を実施するために必要な物品制作や機材手配等
- イ 下記④に定める「その他、簡易な業務」
- ウ その他、県と事前協議の上、再委託が必要と認められるもの

##### ④再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

##### ※ その他、簡易な業務の範囲

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

#### (5)委託業務の経理

本委託契約では、事業完了時に、契約金額の範囲内で、事業実施に要した経費を精算するため、以下に留意して経理を行うこと。

- ①本委託業務が完了した際は、事業完了報告書を提出すること。
- ②本委託業務に係る全ての支出について、支出額、支出先、支出目的等を明らかにする証拠書類（直接人件費については出勤簿や業務日誌等の事業に従事したことがわかる書類、直接経費については見積書、納品書や領収書等）が必要であり、精算とは、沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- ③本委託業務に係る会計帳簿を備え、他の事業と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。

- ④本委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- ⑤委託料の支払いについては、原則精算払いとするが、必要に応じて概算払いできる。概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- ⑥委託業務の実施にあたって、財産（備品等）の取得は認めない。

## 6 成果物の提出期限及び提出場所

期限 令和9年2月26日（金）

場所 沖縄県文化観光スポーツ部 スポーツ振興課 国スポ・全スポ準備室

- 部数（1）委託業務完了報告書（1部）  
（2）実施報告書：製本（10部）  
（3）実施報告書（概要版）：製本（10部）  
（4）（2）及び（3）に係る電子ファイル  
（5）精算報告書（1部）

## 7 沖縄県 WEB サイトへの掲載

沖縄県は、報告書（概要版）を沖縄県の WEB サイトに掲載できるものとする。

受託者は、この点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることができない場合には、WEB サイト掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

## 8 事業の著作権

本事業の実績をまとめた報告書を成果品として報告書 10 部及び電子ファイルにて沖縄県に納品すること。報告書には、県ホームページ等で公表可能な県民向け概要版を添付すること。

本事業で制作したPOPなどのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

## 9 その他

- (1)各種計画等の策定後、事情の変更等により当該計画の修正等が必要となった場合は、適切に対応し、事業実施に影響が出ないよう留意すること。
- (2)受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3)本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、事務局及び受託事業者双方合意のうえ、決定する。
- (4)本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書若しくはマニュアルに定めのない事項については、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課と受託事業者双方で協議のうえ、決定する。